

諮問第 8 号 建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設及び 一般廃棄物処理施設の位置の指定（案）

令和 4 年 1 月 28 日

理由書

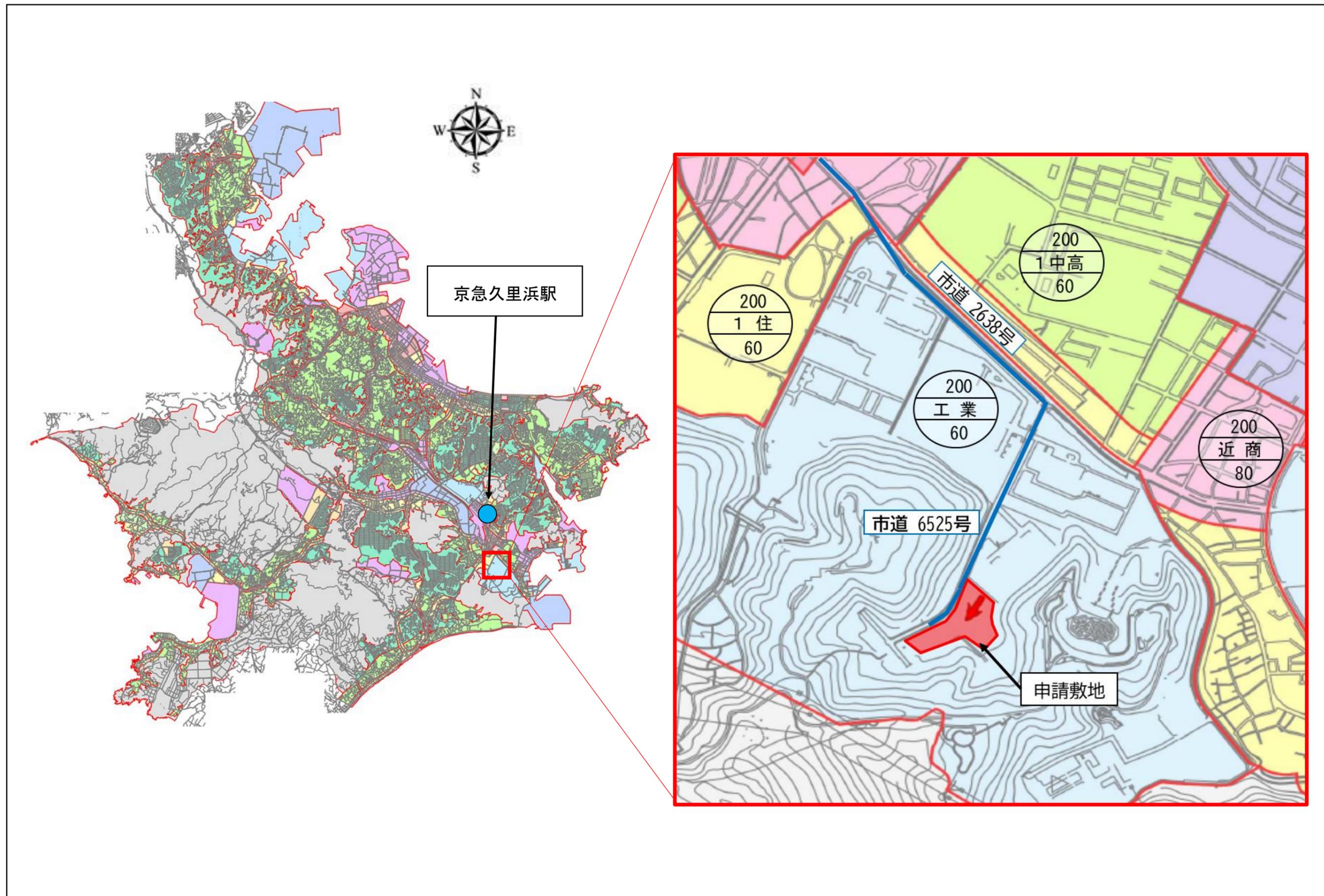
本計画は工業地域内に産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設を建築するものです。
 本施設の用途は工場であり、工業地域内に計画されていることから用途地域制限には適しています。また、周辺は緑地に囲まれ住宅地はなく、既存の工場が建ち並ぶ敷地に計画された工場であることから、周辺の市街地環境への影響はないと考えています。
 計画敷地への交通計画について、佐原 IC から計画敷地周辺までの横須賀市道は片側 2 車線の幹線道路であり大型車両の通行も支障がないことから、本計画において交通上の周辺への影響は少ないと考えています。
 また、本施設は産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設を民間事業者が運営するものであり、都市計画施設としての恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定により都市計画審議会の議を経て特定行政庁である横須賀市が許可を行うものです。

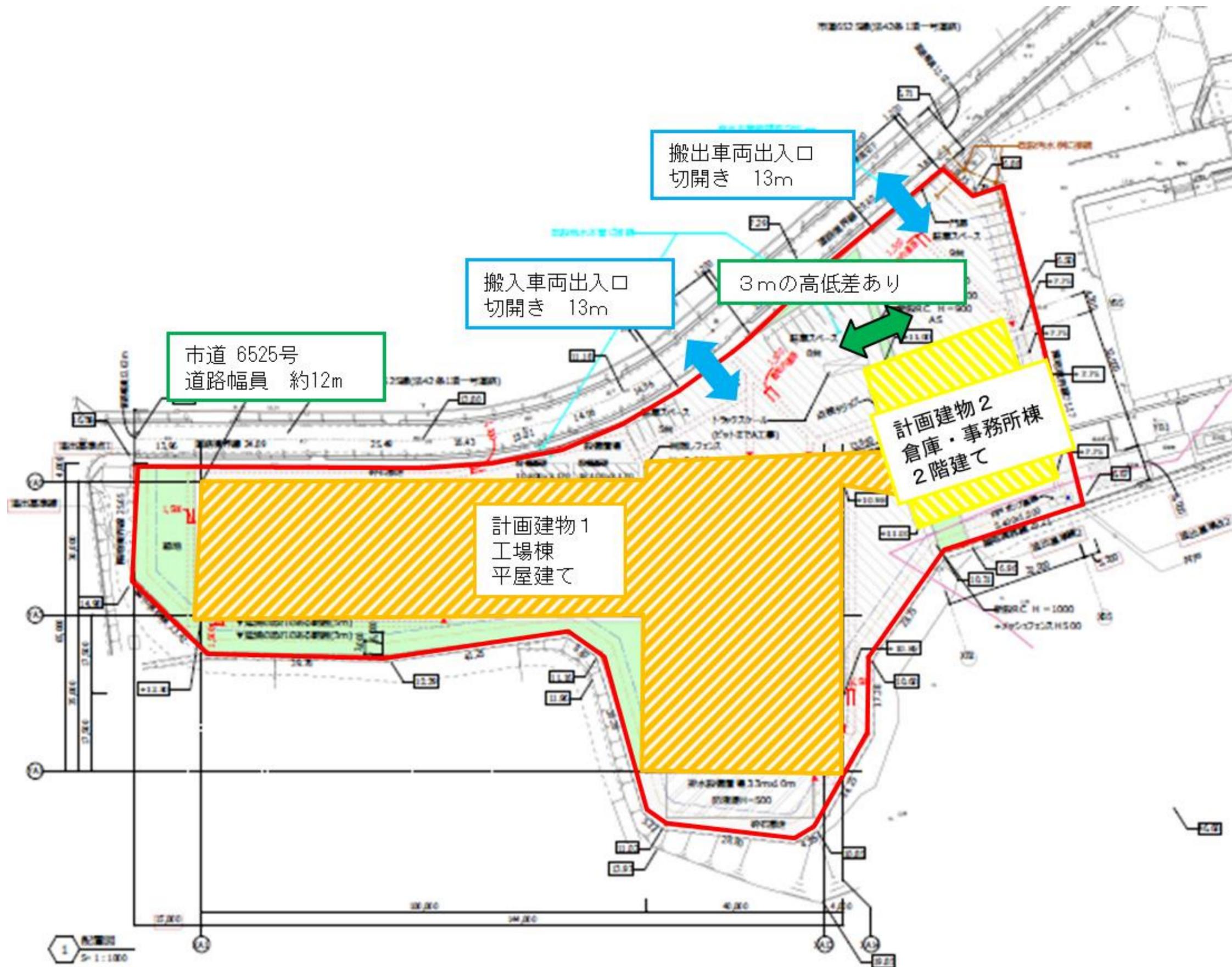
計画書

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

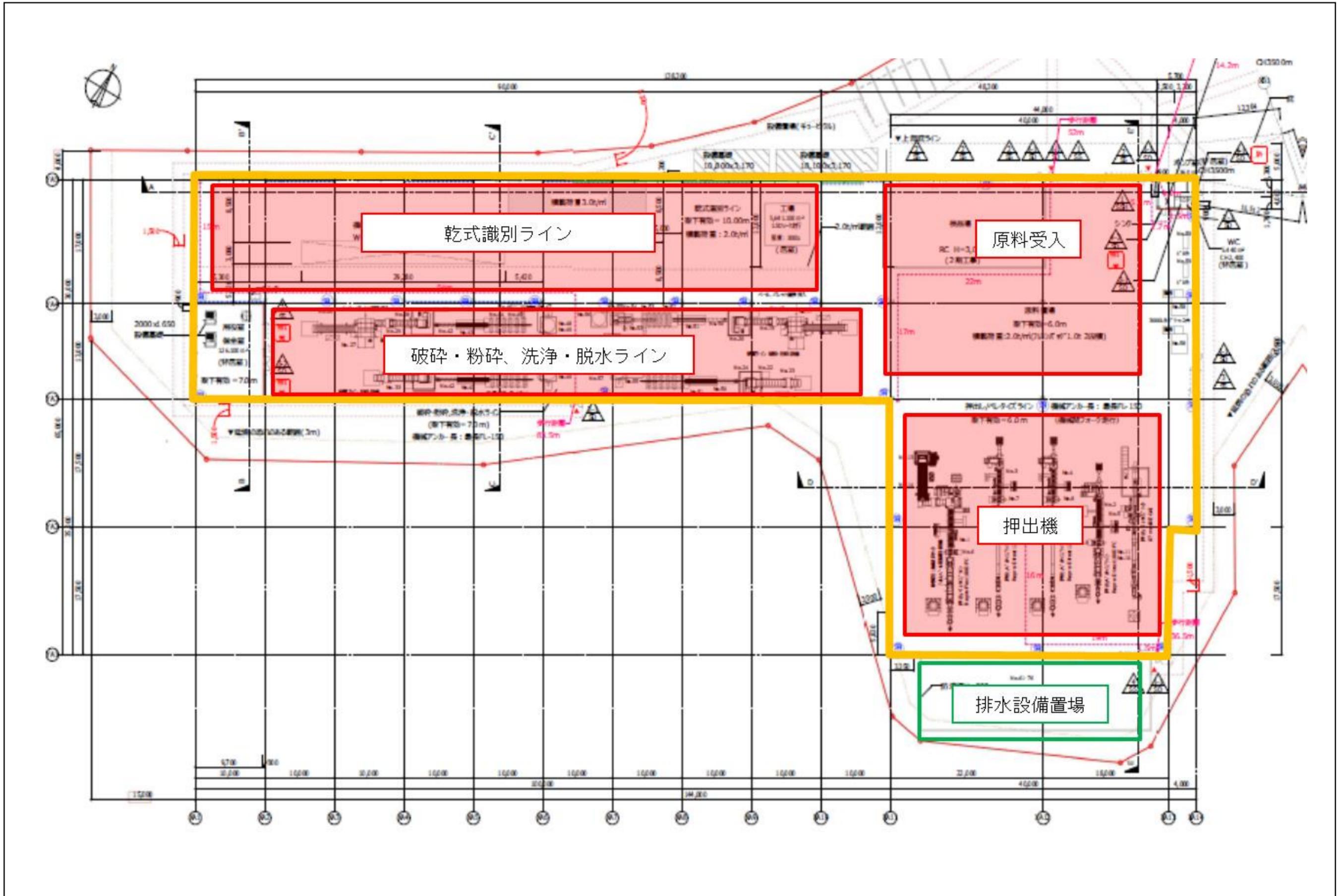
名 称	株式会社 TBM 横須賀工場	
位 置	横須賀市神明町 58 番 9	
敷 地 面 積	13,706.08 m ²	
地 域 地 区 等	工業地域（建蔽率 60%、容積率 200%）	
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造平屋建て（工場棟（新築）） 鉄骨造 2 階建て（倉庫・事務所棟（新築））
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設
	建 築 面 積	7,280.92 m ²
	延 べ 面 積	8,195.35 m ²
	処 理 内 容	産業廃棄物及び一般廃棄物の破碎
	処 理 能 力	120 t / 日（24 時間稼働）
	対 象 地 区	主に東京都や神奈川県から排出される原料（廃プラスチック等）
	中間処理方法	廃プラスチック類の選別や洗浄及び破碎処理
	最終処理方法	完成品成型のための中間製品である再生ペレットを製造（他工場に搬出の後、製品化）
	計 画 台 数	搬入車両 大型車 約 42 台/日 搬出車両 大型車 約 16 台/日 従業員車両 小型車 約 33 台/日
申 請 者	住所 東京都千代田区有楽町 1-2-2 東宝日比谷ビル 15F 氏名 株式会社 TBM 代表取締役 CEO 山崎 敦義	

総括図・位置図

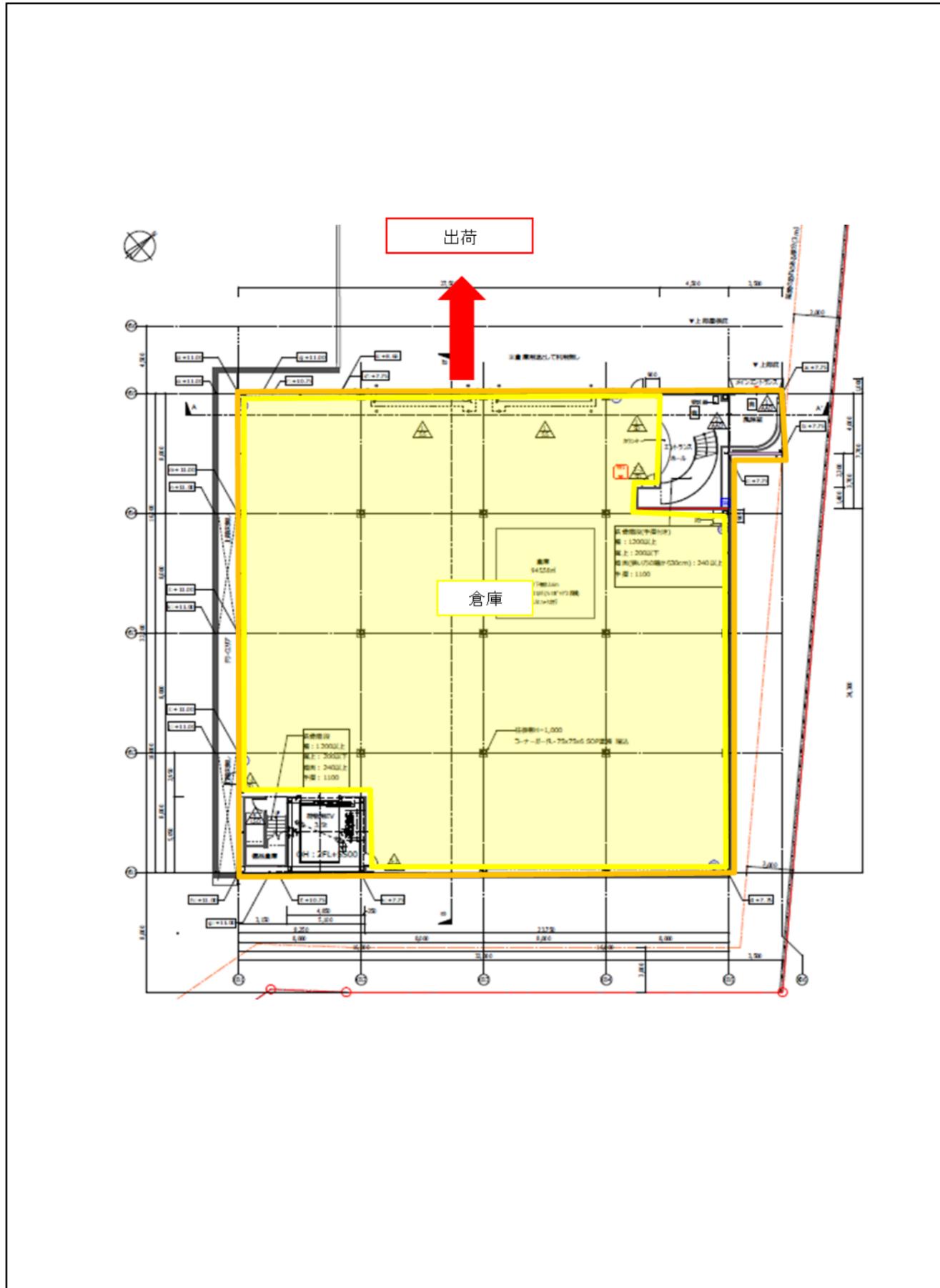




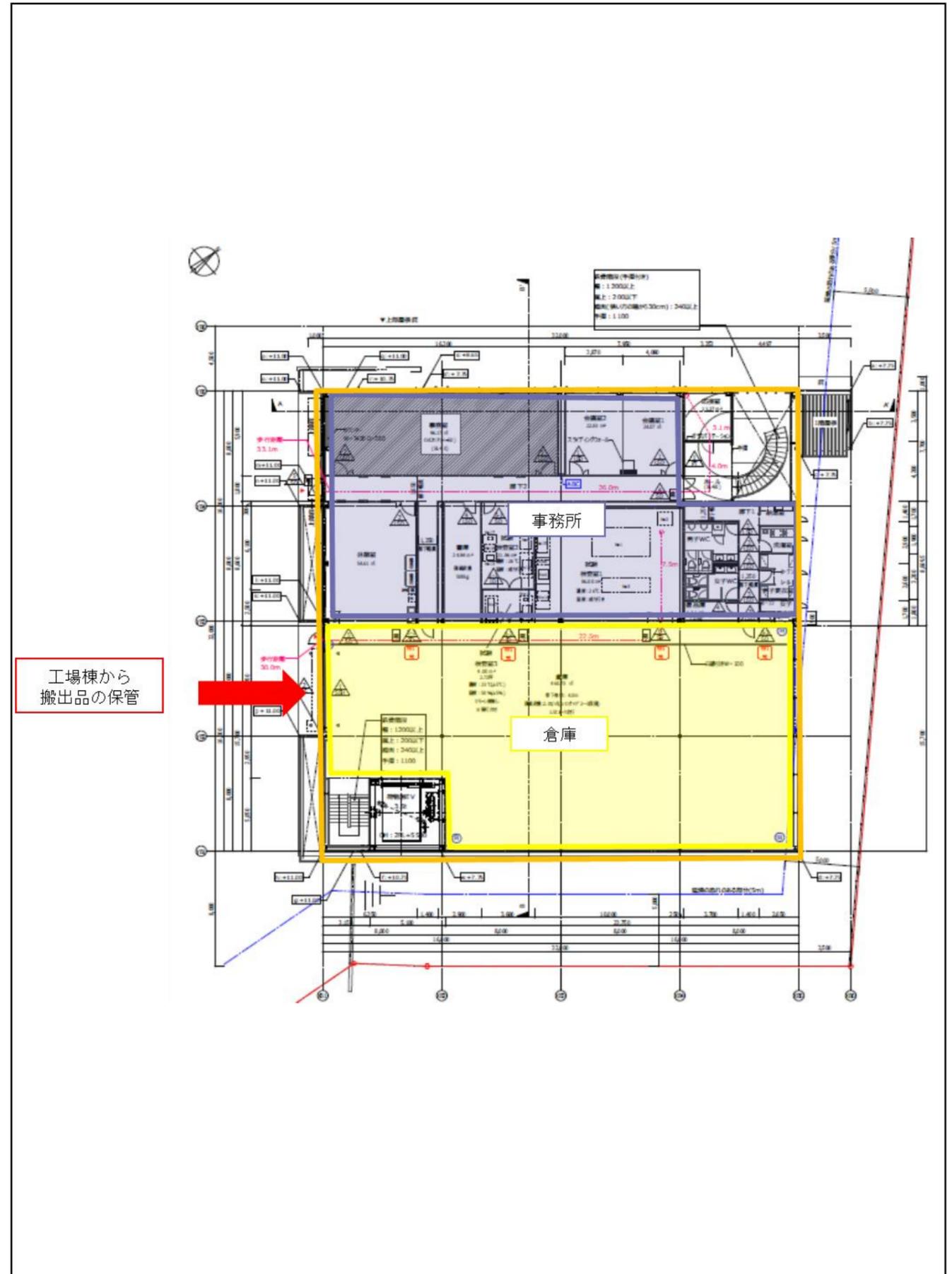
計画建物1 工場棟 (平面図)

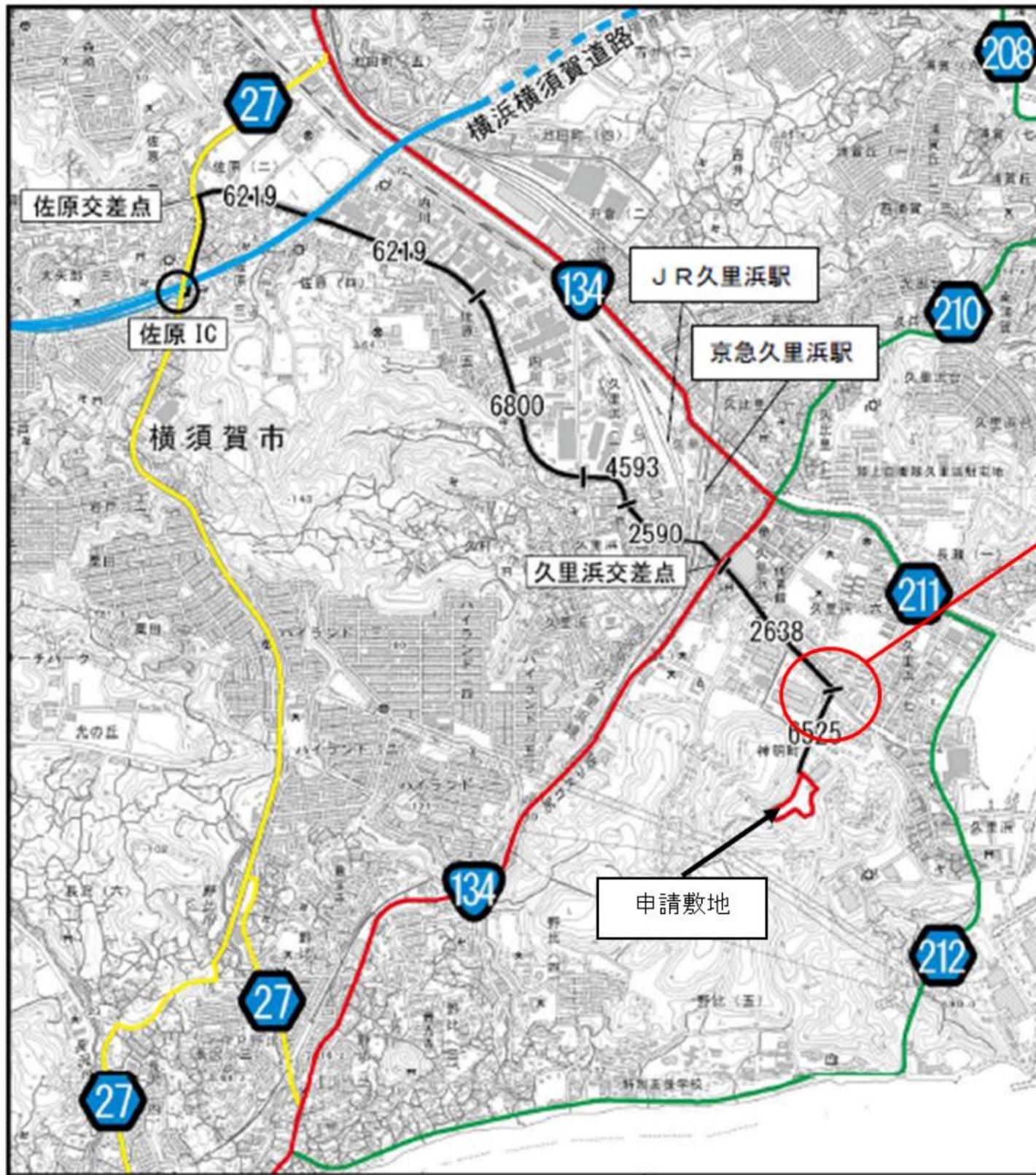


計画建物2 倉庫・事務所棟（1階平面図）



計画建物2 倉庫・事務所棟（2階平面図）





至 申請敷地
(横浜横須賀市道 片側1車線)

凡 例

	計画地
	横浜横須賀道路
	国道
	主要地方道
	神奈川県道
	搬出入車両走行ルート (数字は市道番号)

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。